



**従業者証明書**

従業者証明番号 150401

従業者氏名 井口 直紀 (平成4年9月14日生)  
業務従事する 株式会社シティートータルプラン  
事務所の名称 東京都練馬区東大泉  
及び所在地 1丁目37番14号

この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。

明書有効期間 令和1年5月1日から  
令和6年4月30日まで

免許番号 国土交通大臣(7)第63214号  
東京都知事

商号又は名称 株式会社シティートータルプラン  
東京都練馬区東大泉1丁目37番14号

代表取締役 井口 雅弘

(平成28年2月撮影)

主たる事務所の所在地  
代表者氏名

## 備 考

### 注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。

## 備 考

### 宅地建物取引業法抜き

第 48 条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。